

平成31年

第4回飯館村農業委員会定例総会  
会議録

(平成31年4月22日)

飯館村農業委員会



## 平成31年第4回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	平成31年4月22日（月）					
招集場所	飯館村役場 第一会議室（2階）					
開閉会の日時（宣言）	開会 平成31年4月22日 午後1時30分 閉会 平成31年4月22日 午後2時17分					
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員  出席委員 6名 欠席委員 1名  ○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	嶋原新一	○	2	渡邊里子	△
	3	原田直志	○	4	赤石澤忠則	○
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	1番 嶋原新一			3番 原田直志		
職務出席者	事務局長 山田敬行			事務局次長 小林浩二		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

平成31年第4回飯館村農業委員会定例総会

飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草野	
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	高野光雄	小宮	
4	齊藤照夫	八木沢・芦原	
5	菅野 智	宮内	
6	佐藤隆男	飯樋町	
7	森永正男	前田・八和木	議案第10号-1,11号-1
8	佐藤義明	大久保・外内	
9	新妻幹男	蕨平	
10	林 吉安	白石	
11			
12			
13			

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第10号  
農地法第3条第1項の規定による許可申請について(4件)
- 日程第 5 議案第11号  
農地法第5条第1項の規定による許可申請について(2件)

(会議の経過)

○開会

事務局長) 本日の委員の出欠の状況ですが、2番・渡邊里子委員より欠席の連絡がありました。

本日の議案は、農地法第3条第1項の規定による許可申請が4件、農地法第5条第1項の規定による許可申請が2件です。

これより、平成31年第4回飯館村農業委員会定例総会を開会します。

○会長あいさつ

会 長) 今年度は集落営農や農地中間管理事業、農地基盤整備を役場の担当課と一体となって進める旨。

○総会成立宣言

会 長) 本日の定例総会出席委員6名で定足数に達しています。よって、本日の定例総会は成立することを宣言します。

(議事進行 会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告を事務局長に求めます。

事務局長) 諸般の報告として、平成31年4月1日から4月22日の経過並びに今後の予定を報告します。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。

会議規則第22条の規定により、1番・鳴原新一委員、3番・原田直志委員を指名します。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。

本日の定例総会の会期は本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認めます。よって、本日の定例総会の会期は本日1日限りと決定いたします。

○日程第4 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長) 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。  
議題が4件のため、一つずつ進めます。

《 休 議 (午後1時33分から午後1時34分) 》

それでは、1番について概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第10号の1を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員・森永正男委員から調査の所見を求めます。

担当委員) 議案第10号の1について、担当の農地利用最適化推進委員・森永正男が調査報告いたします。

譲受人の立ち会いのもとに現地を調査しました。当該農地は譲受人の自宅前でした。譲渡人は近所から転出した方で相続により当該農地を取得したが、遠方のため肥培管理が困難なことから耕作者を探しており、(今回)お互いに合意のうえ所有権を移転する旨です。

議 長) 議案第10号の1について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議案第10号の1について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第10号の1は原案のとおり可決しました。

《 休 議 (午後1時43分から午後1時44分) 》

つづいて、2番について概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第10号の2を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員・西尾ツネ委員から調査の所見を求めます。

担当委員) 議案第10号の2について、担当の農業委員・西尾ツネが調査報告いたします。

4月17日、双方に連絡を取り申請内容の事実確認をしました。

譲受人は農協勤務で花卉部門を担当しているため、地元の協力を得ながら、当該農地に花を作付する旨です。

議 長) 議案第10号の2について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議案第10号の2について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第10号の2は原案のとおり可決しました。

つづいて、3番について概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第10号の3を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員・西尾ツネ委員から調査の所見を求めます。

担当委員) 議案第10号の3について、担当の農業委員・西尾ツネが調査報告いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係にあり、以前に農地の生前贈与の際に、共有地の持分農地の生前贈与手続きが未了だったため、今回の申請をするものです。

議 長) 議案第10号の3について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議案第10号の3について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第10号の3は原案のとおり可決しました。

つづいて、4番について概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第10号の4を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員・西尾ツネ委員から調査の所見を求めます。

担当委員) 議案第10号の4について、担当の農業委員・西尾ツネが調査報告いたします。

4月17日、双方に連絡を取り申請内容の事実確認をしました。当該農地は譲受人が和牛経営のために、以前から牧草の肥培管理をしていたことから売買により所有権を移転し営農拡大する旨です。

議 長) 議案第10号の4について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)



議 長) 質疑を終了いたします。  
それでは採決いたします。議案第10号の4について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第10号の4は原案のとおり可決しました。

○日程第5 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 長) 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題とします。

議題が2件のため、一つずつ進めます。

それでは、1番について概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第11号の1を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員・森永正男委員から調査の所見を求めます。

担当委員) 議案第11号の1について、担当の農地利用最適化推進委員・森永正男が調査報告いたします。

設定人に連絡を取り申請内容の事実確認をしました。当該農地は小高い地形で地区集会所が隣接しています。申請の転用計画においては、近隣農地に影響を及ぼすことはない判断しました。

議 長) 議案第11号の1について、質疑を求めます。

西尾委員) 埋蔵文化財包蔵地域内等とありますが、どのような意味ですか。

事務局次長) 当該地域は村文化財として赤石沢遺跡が認められています。その遺跡に影響を及ぼすことがないと認められたことが記されています。

議 長) その他の質疑等はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議案第11号の1について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第11号の1は原案のとおり可決しました。

それでは、2番についてです。

この議案は前回3月20日の第3回定例総会で継続審議にしたものです。

よって、概要説明を省略し、担当委員・長井実委員から調査の所見を求めます。

事務局次長) 担当委員の長井実委員が都合により出席できない旨の連絡を受け、調査の所見結果を文書報告いただいたので代読いたします。

前回の定例総会で疑義のあった①契約書については、申込み時点のものと事業実施に関する契約書があり、20年間を当初の事業期間として期間満了時点で更新できることとあり、その更新が最大で30年間と記されていました。②隣接する営農者の同意については、書面により同意されました。

なお、この申請については申込みから数年が経過しており、設定人には不安が残っている様子である旨を報告します。

議 長) 議案第11号の2について、質疑を求めます。

山田委員) 設定人は事業実施に賛成でなければ、実施しない方が良いのではないか。

事務局次長) 農地法の許可を得ないで転用を進めることはできないので、承認されなければ実施には至らない。しかし、申請内容や添付資料が適正であるならば、当事者が申請を取り下げない限り、承認しない理由はない。

高野委員) 申請書等が適正であるうへでは、この転用の実施状況を担当委員が農地パトロールで見守り、状況によっては適正な指導を行う必要があるのではないか。

赤石沢委員) 貸借期間に会社が倒産した場合の対応が心配される。

会 長) 諸々の心配はあるが、当会としては申請内容に基づき審議し、その後の状況を見守り(農地パトロール)、状況に応じて適切な指導を行わなければならない。

議 長) その他の質疑等はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議案第11号の2について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第11号の2は原案のとおり可決しました。

#### ○閉会の宣告

議 長) 本日の議事は全て終了いたしました。

これで平成31年第4回飯舘村農業委員会定例総会を終了します。ご苦労さまでした。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

平成31年4月22日

飯館村農業委員会 会長 菅野啓一

同 議事録署名委員 1番 鳴原新一

同 議事録署名委員 3番 原田直志

